

補助金等取扱基準

| | |
|---------------------|---|
| 補助金等の名称 | 諏訪市商工業振興対策補助金（展示会出展支援事業）（コロナ特別） |
| 補助事業等の標目 | 市内工業者が、自社の技術や製品をPRするために出展する展示会にかかる経費の一部を補助することにより、販路及び営業開拓を促進し工業の振興を図る。 |
| 補助事業等の対象者 | 市長が適当と認めた展示会（オンライン展示会を含む。ただし、オンライン展示会を除く展示会については、長野県外（国外を含む。）で行われるものに限る。）に出展し（他の企業と共同で出展した場合も対象に含む。）、かつ、諏訪市の工業PRへの協力が可能な市内工業者 |
| 補助対象経費 | 主催者に支払う展示会の出展小間料又はオンライン展示会に係る定額の出展料（以下「出展小間料等」という。） |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | <p>予算の範囲内で一の市内工業者につき、同一年度内において60万円を限度とし、補助対象経費の3分の2以内の額とする。この場合において、次の各号に掲げる場合の補助対象経費は、当該各号に定める方法により算定するものとする。</p> <p>(1) 他の企業と共同で出展した場合 出展小間料等を共同で出展した工業者数で除した額</p> <p>(2) 出展小間料等を外貨で支払った場合 支払日時点の為替レートにより日本円に換算した額</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業を支援するため</p> |
| 補助事業等の評価 | 補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。 |
| 補助事業等の開始時期 | 平成22年4月1日 |
| 補助事業等の終了時期 | <p>令和4年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業を支援するため</p> |
| 情報の公表の方法等 | 補助事業者（件数）、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。 |
| その他 | <p>1 この取扱基準において「オンライン展示会」とは、インターネットを活用して開催する対面型でない展示会、見本市等であって、補助事業者の製品及び商品の販路開拓に資するものをいう。ただし、消費者への販売を主たる目的とするものを除く。</p> <p>2 この取扱基準に規定する補助対象経費について、他の制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。</p> <p>3 出展小間料等を外貨で支払った場合において、支払日時点の為替レートを確認することができないときは、支払日の属する月の基準レート（財務</p> |

| | |
|------|--|
| | 大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」によるものをいう。)により日本円に換算するものとする。 |
| 提出書類 | <p>補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月10日まで(当該年度の3月11日以降に開催される展示会に出展する場合は、原則当該年度内)に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市商工業振興対策補助金(展示会出展支援事業)(コロナ特別) 交付申請書(様式第2号-1)</p> <p>(2) 諏訪市商工業振興対策補助金(展示会出展支援事業)(コロナ特別) 実績報告書(様式第5号-1)</p> <p>(3) 補助対象事業費等内訳表(別表1)</p> <p>(4) 補助対象経費に係る領収書等(外貨で支払った場合は、支払日時点の為替レートが確認できる書類を含む。)の写し</p> <p>(5) 展示会の概要が確認できるパンフレット等</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p> |
| 担当部署 | 諏訪市 経済部 商工課 工業振興係 |

平成24年11月15日 一部改正

平成28年 3月16日 一部改正 (平成28年 4月 1日 施行)

平成29年 3月15日 一部改正 (平成29年 4月 1日 施行)

平成29年 3月29日 一部改正 (平成29年 4月 1日 施行)

平成31年 3月15日 一部改正 (平成31年 4月 1日 施行)

令和 2年 3月16日 一部改正 (令和 2年 4月 1日 施行)

令和 2年 8月 4日 一部改正 (令和 2年 8月 4日 施行)

令和 2年11月 6日 一部改正 (令和 2年11月 6日 施行)

令和 3年 2月22日 一部改正 (令和 3年 4月 1日 施行)